

若者文化の発信に関する庁内検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「大会」という。)を契機として、本市の若者文化を世界に向けて発信し、もって本市の魅力及びプレゼンスの向上を推進するため、若者文化の発信に関する庁内検討会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 若者文化の発信に関する基本的な方針等に関すること。
- (2) 若者文化の発信のための施設等に関すること。
- (3) 前各号に掲げるほか、若者文化の発信に関連する施策の推進に関すること。

(構成)

第3条 会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、市民文化局市民スポーツ室長及び市民生活部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1の職員をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、主宰する。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長が会議の進行を行うことができるものとする。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見、資料の提出等を求めることができる。

(ワーキング)

第5条 委員長は、第2条に定める事項を具体的に協議するため、必要に応じて、別表第2に定める職員をもって構成するワーキングを置くことができる。

- 2 ワーキングに座長を置き、市民文化局市民スポーツ室担当課長をもって充てる。
- 3 ワーキングは、座長が招集し、会議を主宰する。
- 4 所掌事務、構成員その他ワーキングの運営に関する事項は、座長が別に定める。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市民文化局市民スポーツ室において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市民文化局市民スポーツ室長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

総務企画局都市政策部長
総務企画局公共施設総合調整室長
総務企画局行政改革マネジメント推進室長
財政局財政部長
市民文化局市民生活部長(副委員長)
市民文化局市民スポーツ室長(委員長)

別表第2 (第5条関係)

総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
総務企画局公共施設総合調整室担当課長
総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
財政局財政部財政課担当課長
市民文化局市民生活部企画課長
市民文化局市民スポーツ室担当課長